

令和8年7月1日

## 警報発令時および鉄道運休時の教育活動について

大阪府 茨木市・摂津市・高槻市・吹田市・島本町の5市町のいずれかにおいて、次の特別警報等が発令されている場合、

- A「(レベル5) 特別警報 (氾濫・大雨・土砂災害・暴風・暴風雪・大雪)」、
- B「(レベル4) 危険警報 (氾濫・大雨・土砂災害)」、
- C「暴風警報」

または、阪急電鉄もしくはJRの運行が停止している場合、

授業日・考查日の措置について、以下のとおりとします。

### ① 授業日の措置

- ・午前7時までに解除の場合、平常授業
- ・午前9時までに解除の場合、第3限より授業
- ・午前11時までに解除の場合、第5限より授業
- ・午前11時以降も解除されていない場合、臨時休業

### ② 考查日の措置

- ・午前7時までに解除の場合、予定どおりの考查
- ・午前11時までに解除の場合、午後1時20分より考查
- ・午前11時以降も解除されていない場合、臨時休業  
(当該日の考查は、考查最終日の次の授業日に延期して実施)

※「北大阪」地域に特別警報等が発令されている場合も含みます。

(「北大阪」地域には茨木市・摂津市・高槻市・吹田市・島本町の5市町すべてが含まれます。)

※警報が解除された後も、登下校時は十分に注意してください。

※時間割に変更がある場合は、さくら連絡網とホームページにて適宜連絡いたします。

※居住地において、上記のAまたはBが発令されていることにより避難指示等が出ている場合は無理に登校せず、各自治体からの指示に従ってください。  
また、状況が落ち着き、安全が確保されてから登校させてください。  
この場合は、その旨をさくら連絡網で学校にお知らせください。  
出欠については「出席停止」とし、欠席・欠課にならない取扱いとします。